

衛生委員会だより

平成 28 年 9 月 2 1 日

社会福祉法人ならやま会
衛生委員会

<9月の衛生委員会>

労働衛生週間に向けて、皆さんから応募いただいたポスター、標語の選考を行いました。入賞者等結果は10月1日に掲示発表いたします ご応募ありがとうございました

また、今年度から実施するストレスチェック制度について、実施方法等の法人内ルールについて審議し、ストレスチェック制度実施計画、ストレスチェック制度実施規程を策定しました

各事業所に掲示していますので、内容について十分ご承知おきください

皆様のご協力をよろしくお願いいたします

ストレスチェック制度とは？

仕事や、職業生活による強いストレスが原因で労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが益々重要な課題となっているという近年の背景を踏まえ、平成26年6月25日に労働安全衛生法の一部が改正され新たに創設された制度です。（平成27年12月1日施行）

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止すること（一次予防）を主な目的としています。

ストレスチェック制度の概要

●本制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境改善につなげる

●常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります

●検査結果は、検査を実施した医師、保健師等（ならやま会の場合は、厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師）から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

●検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取り扱いは禁止されます。

●面接指導の結果に基づき、医師の意見を聞き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

ストレスチェック受検の方法等

ならやま会では、10月11日（火）～10月18日（火）の1週間の期間で実施します

期間中に配布される調査票に回答し、封筒に封をして事業所の回収袋へ入れてください

ストレスチェックは、従業員の健康管理を適切に行いメンタルヘルス不調を予防する目的で行いますのでご自身のストレスの状況をありのままに回答してください